2　隔離ほ場の作業要領

(1)　遺伝子組換えユーカリ及び比較対照のユーカリ以外の植物が、隔離ほ場内の使用区画で生育することを抑制する。

(2)　遺伝子組換えユーカリを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、遺伝子組換えユーカリが漏出しない構造の容器に入れる。

(3)　(2)により運搬又は保管する場合を除き、遺伝子組換えユーカリの栽培終了後は、隔離ほ場内において、当該遺伝子組換えユーカリ及び比較対照のユーカリの地上部は裁断処理し隔離ほ場内にすき込み、また、株元は裁断後、すき込み、オートクレーブ等で不活化する。

(4)　花粉移動を防止するために、花芽が形成された場合は、これらを速やかに切除し、オートクレーブにて不活化する。

(5)　意図せずに遺伝子組換えユーカリが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止するため、隔離ほ場内の使用区画で使用した機械、器具及び靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄等を行う。

(6)　隔離ほ場が本来有する機能が十分発揮されるように、設備の維持及び管理を行う。

(7)　(1)から(6)までに掲げる事項について第一種使用等を行う者に遵守させる。

(8)　生物多様性への影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

○農林水産省告示第二千四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県大村市荒平町一五三九の五

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第二百一号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

登録番号	氏名
209688	宇都宮祝和
212213	伊藤　巧
213543	小野　修
401015	大元　相
405320	五十嵐次郎
411564	橋本　公秀
411566	皆谷　直人
411568	時津　力也
411570	八巻　直人
411572	本山　千尋
411574	田代　典久
411576	関　千賀士
411578	早川　雄三
411580	明石　学
411582	西村　祐介
411584	大口　憲一
411585	金澤　明浩
411586	竹内健太郎
411587	丹羽　正儀
411588	平原　賢
411589	林　覚
411590	別府　健吾
411591	間木　尚子
411592	升田　博之
411593	森　義之
411594	森迫　優志
411595	鵜飼　隆郎
411596	斉藤　基行
411597	荒川　慶珠
411598	伊藤　知紘
411599	北平　卓也
411600	原田　文彦
411601	山口　鉄次
411602	加藤　真
411603	松浦　哲
411604	渡邉　弥里
411605	長谷川知秀
411606	村田　千織
411607	泉　悠介
411608	高木　崇至
411609	西田　克利
411610	中田　進
411611	久富　護
411612	柳楽　久司
411613	齋藤　晋司
411614	寒川　重厚
411615	清水　亮輔
411616	鶴岡　信三
411617	難波　宏輔
411618	小西　健太
411619	城　秀利
411620	八木　信也
411621	大山真紀子
411622	加藤　晃秀
411623	佐藤　康平	411624
赤松　昭郎	411625
高橋　睦人	411626
春原　眞一	411627
加味　孝志	411628
福井　徹	411629
山口　茂樹	411630
高橋　正視	411631
山岡　幸一	411632
北村　浩之	411633
栗林　太郎	411634
山本　恒典	411635
冨岡　耕	411636
濱口　洋史	411637
藤田　正嗣	411638
高田　淳	411639
庭山　正志	411640
松原　智紀	411641
山田　雄大	411642
大野　光男	411643
鈴木　誠致	411644
中野　杉人	411645
濱井　悠史	411646
大久津勇人	411647
多賀　俊二	411648
増谷　健史	411649
結城　貫浩	411650
伊古田正弘	411651
小國　敬彦	411652
長嶋　弘之	411653
高橋　大輔	411654
仲村　健太	411655
林　秀樹	411656
山並　悠	411657
佐藤　昌之	411658
飯田　秀和	411659
松永　一夫	411660
山崎　透	411661
菊田　朋幸	411662
田中　哲也	411663
亀田　武	411664
北條　達也	411665
三浦　正樹	411666
榊原　信彦	411667
小林　大登	411668
林　優光	411669
大沢　弘司	411670
窪嶋　浩之	411671
成瀬　直行	411672
吹上　隆博	411673
大藪　伸介	411674
猿渡　尚久	411675
渡邉　俊平	411676
藤原俊一郎	411677
岩井　直史	411678
柴田　拓生	411679
末永　佳子	411680
髙橋　秀樹	411681
髙橋　一郎	411682
髙橋　一郎	411683
髙橋　一郎	411684

○経済産業省告示第二百二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

登録番号	氏名
106950	樺山　敬彦
206922	野口　勉
401527	岡本　健嗣
401534	小林　秀宏
401569	伊藤　学
401585	小林　肇
401600	古川　明
401602	片居木　進
405946	片岡　篤郎

○国土交通省告示第八百八十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十五日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	大津市朝日が丘二丁目字コノ神六六七番四一から同市朝日が丘二丁目字蛇ヶ谷七二八番二まで	平成二十五年九月二十六日〇時